

政令 第二百二十四号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項、第八条、第十六条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改める。

第一条の表中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を「東日本大震災」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上欄の東日本大震災とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
--

第三条中「青森県」を「北海道、青森県」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（法第十六条第一項の政令で定める施設等の特例）

第六条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体については、令第三十三条並びに第四十三条第一項第二号及び第三号の特定地方公共団体とみなして、これらの規定を適用する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。